

プロジェクト	収益認識に関する包括的な会計基準の開発
	個別論点の検討
項目	【論点 4】追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション (ポイント制度等) (ステップ 2)

本資料の目的

1. 本資料では、【論点 4】「追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション（ポイント制度等）」について、審議事項(3)-1 に記載した全般的な進め方を踏まえた検討をすることを目的としている。

なお、別紙に本論点について意見募集文書に寄せられたコメント及び第 70 回専門委員会（2016 年 9 月 15 日開催）で聞かれた意見を記載している。

2. 審議事項(3)-1 の全般的な進め方の中で以下が関係する。

- IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、連結財務諸表と個別財務諸表を特に分けずに、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、当該内容を定める。

また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、財務諸表間の比較可能性を損なわせない範囲で代替的な会計処理の方法を追加する。これには個別項目に対する重要性の記載も含み、ケースによっては、個別財務諸表のみ代替的な会計処理の方法を追加することも検討する。

- 開発する日本基準の表現については、以下の方針で IFRS 第 15 号の表現を見直すこととする。
 - 既存の日本基準と同様に、企業会計基準の本文に必要最低限の要求事項を含め、企業会計基準適用指針の本文にその他の要求事項を含める。両者の結論の背景に説明的な記載を行う。これらについては、IFRS 第 15 号の本文とガイドラインの区分には拘らない。
 - 可能な限り意味が変わらない範囲で、これまで日本基準で用いた用語を用いて理解しやすいものとする。

3. 前項を踏まえ、以下の手順で検討を行っている。

(1) IFRS 第 15 号の定め of 表現の置換えを行う。

(2) (1)に追加すべき課題の整理（我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目

等、ガイダンス、設例)

IFRS 第 15 号の定め表現の置換え

4. 下表では、IFRS 第 15 号の基準本文（適用指針を含む。）の日本語訳を左の列に示し、表現を見直したものを右の列に示している。

- (1) 表に用いられている色は、以下を表す。（『）は、IFRS 第 15 号における項番号を表す。

青色：企業会計基準の本文に含めるもの

黄色：企業会計基準適用指針の本文に含めるもの

緑色：結論の背景に含めるもの

- (2) 第 2 項に記載のとおり、企業会計基準の本文（青色）と企業会計基準適用指針の本文（黄色）の区分は、IFRS 第 15 号の本文と付録 B 適用指針の区分に対応させていない。現在の日本基準において企業会計基準レベルの定めと考えられるものを企業会計基準の本文に含めるもの（青色）としている。

- (3) 左の列の緑色については、結論の背景に含めるものを示している。ただし、現時点では、企業会計基準の結論の背景とするか、企業会計基準適用指針の結論の背景とするかは区別していない。また、右の表現を見直した文案を作成していない。

5. 下表の会計処理は、履行義務及び取引価格に対する定義が別途定められること（履行義務の定義については、審議未了である。）並びに IFRS 第 15 号における取引価格の配分の考えを前提としている。

「履行義務」とは、顧客との契約において別個の財又はサービスを顧客に移転する約束をいう。

「取引価格」とは、財又はサービスの顧客への移転と交換に企業が権利を得ると見込む対価の金額であり、第三者のために回収する金額を含まない。

IFRS 第 15 号の日本語訳	表現を見直した文案
追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション（付録 B:適用指針） 1. 追加的な財又はサービスを無料又は値引き価格で取得する顧客のオプションには、多くの形態があり、販売インセンティブ、顧客特典クレジット（又はポイント）、契約更新オプションあるいは将来の財又はサービスに係るその他の値引きなどがある。（¶ B39） 2. 企業が、契約において、追加的な財又はサービスを取得するオプションを顧客に付与している場合に、そのオプションが契約における履行義務を生じさせるのは、そのオプションが、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利（例えば、当該財又はサービスについて、その顧客階層にその地域又は市場において通常与えられる範囲の値引きに対する増分となる値引き）を顧客に提供するときのみである。オプションが顧客に重要な権利を提供している場合には、顧客は実質的に将来の財又はサービスに対して企業に前払をしており、企業はその将来の財又はサービスの移転時又はオプションの消滅時に収益を認識する。（¶ B40） 3. 顧客が、追加的な財又はサービスを当該財又はサービスについての独立販売価格を反映する価格で購入する	追加の財又はサービスを取得するオプションを顧客に付与する取引 1. 顧客との契約において、既存の契約に加えて追加の財又はサービスを取得するオプションを顧客に付与する場合には、そのオプションが、当該契約を締結しなければ顧客が受け取れない重要な権利を顧客に提供するときのみ、当該オプションから履行義務が生じる。（¶ B40） 2. 前項（¶ B40）に該当する場合には、将来の財又はサービスが移転するとき、あるいは当該オプションが消滅するときに収益を認識する。（¶ B40） 3. 第 1 項（¶ B40）に定める重要な権利を顧客に提供する場合とは、追加の財又はサービスを取得するオプションにより、顧客が属する地域や市場において通常与えられる範囲の値引きを超える値引きを顧客に提供する場合等をいう。（¶ B40） 4. 顧客が、追加の財又はサービスを取得するオプションが、その財又はサービスの独立販売価格を反映する価格

IFRS 第 15 号の日本語訳	表現を見直した文案
オプションを有している場合には、そのオプションは、たとえ以前の契約の締結によってしかオプションを行使できないとしても、重要な権利を顧客に提供しない。その場合、企業は販売の提案をしたのであり、顧客が追加的な財又はサービスを購入するオプションを行使した時にのみ、これを本基準に従って会計処理しなければならない。(¶ B41)	で取得するものである場合には、顧客に重要な権利を提供するものではない。この場合には、既存の契約の取引価格を追加の財又はサービスに対するオプションに配分せず、顧客がそのオプションを行使した時に、追加の財又はサービスについて独立販売価格を反映する金額で収益を認識する。(¶ B41)
4. 第 XX 項 (¶ 74) は、履行義務への取引価格の配分を独立販売価格の比率で行うことを企業に求めている。顧客が追加的な財又はサービスを購入するオプションについての独立販売価格が、直接に観察可能でない場合には、企業はそれを見積らなければならない。その見積りは、顧客がオプションの行使時に得るであろう値引きを次の両方について調整したものを反映しなければならない。(¶ B42) (1) 顧客がオプションを行使することなしに受けることのできる値引き (2) オプションが行使される可能性	5. 履行義務への取引価格の配分は、独立販売価格の比率で行うこととされており (第 XX 項 (¶ 74) 参照)、追加の財又はサービスを取得するオプションの独立販売価格を直接観察できない場合には、オプションの行使時に顧客が得られるであろう値引きについて、次の両方の要素を反映して、独立販売価格を見積る。(¶ B42) (1) オプションを行使しなくても通常受けられる値引き (2) オプションが行使される可能性
5. 顧客が将来の財又はサービスを取得する重要な権利を有していて、当該財又はサービスが契約の中の当初の財又はサービスと類似しており、かつ、当初の契約の条件に従って提供される場合には、企業は、当該オプションの独立販売価格を見積ることの実	6. 契約更新に係るオプション等、顧客が将来において財又はサービスを取得する重要な権利を有している場合で、当該財又はサービスが契約当初の財又はサービスと類似し、かつ、当初の契約条件にしたがい提供される場合は、前項 (¶ B42) の定めに基づい

IFRS 第 15 号の日本語訳	表現を見直した文案
務的代替として、提供すると予想される財又はサービス及びそれに対応する予想対価を参照して、取引価格を当該オプションに係る財又はサービスに配分することができる。通常、それらの種類のオプションは、契約更新に係るものである。(¶ B43)	たオプションの独立販売価格を見積らず、提供されると予想される財又はサービスの対価に基づき、取引価格を当該提供されると予想される財又はサービスに配分することができる。 (¶ B43)

ディスカッション・ポイント

上記の表現を見直した文案についてご意見を頂きたい。

課題の整理

6. 審議事項(3)-1の別紙に記載した全般的な進め方では、以下が関連する。

- IFRS 第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、連結財務諸表と個別財務諸表を特に分けずに、IFRS 第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、当該内容を定める。

また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、財務諸表間の比較可能性を損なわせない範囲で代替的な会計処理の方法を追加する。これには個別項目に対する重要性の記載も含み、ケースによっては、個別財務諸表のみ代替的な会計処理の方法を追加することも検討する。

- ガイダンスの追加については、その便益と懸念を比較考量し、我が国に特有な取引等に限定する。また、その場合には、IFRS 第15号により得られる結果と大きく異なる結果とならないように慎重に対応することとする。
- 設例の作成については、以下の方針で検討する。

(1) IFRS 第15号における設例は、我が国の実務において関係者の理解を促進するのに有効なもののみを含める。

(2) 我が国に特有な取引等については、実務における適用を容易にする観点から、前提条件を明確にした上で、例示としての設例を追加する。

7. 本資料では、今後検討すべき課題の抽出を行うが、抽出に当たり課題の内容を以下のとおり区分する。

【課題1】日本基準における実務において収益の認識時期が異なるもの

- 収益の認識時期の相違があり、各期の利益も相違するもの
 - 相違が長期にはならないと考えられるもの
 - 相違が長期にわたる可能性があるもの
- 収益の認識時期の相違があるものの、各期の利益に与える影響は少ないもの
- IFRS 第15号による会計処理に対する懸念

【課題2】重要性に関する事項

- 一般的な重要性は超えるものの、財務諸表間の比較可能性を大きくは損なわせ

ることはないと考えられるもの

【課題 3】 ガイダンスの追加

- 判断の困難さがあるケース
- 解釈の困難さがあるケース

【課題 4】 設例の作成

- 実務における適用を容易にし、処理の多様性を軽減する可能性のあるもの
8. なお、個別財務諸表のみ代替的な会計処理の方法を追加するか否かは、本資料には含めておらず、今後、検討を行う。

【課題 1】日本基準における実務において収益の認識時期が異なるもの

9. 本論点において【課題 1】に関連する事項としては、以下について、意見募集文書で懸念が寄せられている。
- (1) 履行義務の識別
 - (2) 取引価格の履行義務への配分

(履行義務の識別)

10. ポイント制度等について、IFRS 第 15 号と同様の処理を日本基準に導入すると実務が複雑になり、企業負担が大きくなる点について懸念が寄せられている。
11. これについては、以下のとおり分析される。
- 売価を基礎としてポイント引当金を計上しているケースは、第 7 項の区分の「収益の認識時期の相違があるものの、各期の利益に与える影響は少ないもの」に当たると考えられ、今後検討すべき課題とする（【課題 2】重要性に関する事項も参照のこと。）。
 - 一方、原価を基礎としてポイント引当金を計上しているケースは、第 7 項の区分の「収益の認識時期の相違があり、各期の利益も相違するもの（相違が長期にはならないと考えられるもの）」に当たると考えられ、今後検討すべき課題とする（【課題 2】重要性に関する事項も参照のこと。）。
12. なお、第 70 回専門委員会において、現行では特段の根拠なく売価を基礎とする方法と原価を基礎とする方法の両方が使われており、比較可能性が損なわれていることから、我が国の実務において特段の対応を図る必要はないとの意見が聞かれている。

(取引価格の履行義務への配分)

13. 取引価格を、ポイントを付与する基となる財又はサービスに係る履行義務とポイントの付与等から生じる履行義務に、それぞれの独立販売価格の比で配分することの合理性について懸念が聞かれている。特に、顧客が付与されたポイントを 1 ポイント 1 円で使用することができる場合に、企業が 1 ポイントを 1 円で測定するほうが経済実態をよりよく表すのではないかとの意見が寄せられている。

14. 履行義務の測定の論点については、IFRS 第 15 号を適用するための 5 つのステップのうち、ステップ 4 の取引価格の履行義務への配分に関連するため、【論点 8】「独立販売価格に基づく配分」において検討する。

【課題 2】重要性に関する事項

15. 本論点において【課題 2】に関連する事項としては、以下について、意見募集文書及びこれまでの審議で懸念が寄せられている。

- (1) 重要性がないケースでは、現在のポイント引当金の実務を容認してはどうか。
- (2) ポイント等の追加的な財又はサービスを取得するオプションから別の履行義務を識別することについて、個別の重要性を設けることにより実務負担を軽減できるのではないか。

16. 重要性に関する定めを置く場合は、一般的な重要性は超えるものの、財務諸表間の比較可能性を大きくは損なわせることはないと考えられるものが対象となると考えられる。前項の 2 点については、今後検討すべき課題として抽出し、他の論点における重要性に関する課題を識別した後に、全体として対応を検討する。

【課題 3】ガイダンスの追加

17. 本論点において【課題 3】に関連する事項としては、例えば、以下について、意見募集文書及びこれまでの審議で懸念が寄せられている。

- (1) 三者以上が関与するポイント制度等における履行義務の識別の判断

- 以下の取引が顧客に対する履行義務に該当するか。

- ① 小売業者が財又はサービスを購入した顧客（消費者）に、他社が発行するポイントを付与する取引（他社ポイント）
- ② クレジットカードの発行会社がポイントを発行しており、クレジットカード保有者（消費者）がそのカードの加盟店（小売店等）においてカードを使用した場合にクレジットカードの発行会社が消費者にポイントを付与する取引
- ③ 企業（例えば、百貨店）が仕入先の代理人である場合に、最終消費者に企業がポイントを付与する取引（代理人としての手数料を収受する

履行義務とポイントの付与の履行義務の配分方法)

- (2) 追加的な財又はサービスを取得するオプションが顧客に重要な権利を提供するものであるか否かの判断の明確化（以下「重要な権利の判断」という。）
- (3) 使用期限の有無による会計処理の相違
- (4) 顧客のポイント使用時において、無償で付与されたポイントと有償で付与されたポイントを識別して会計処理を行うこと

(三者以上が関与するポイント制度等における履行義務の識別の判断)

- 18. 三者以上が関与するポイント制度等である第 17 項(1)①②③については、第 7 項の区分の「解釈の困難さがあるケース」に当たると考えられる。
- 19. これらの三者以上が関与するポイント制度等における履行義務の識別の判断については、IFRS 第 15 号においても、各契約における事実及び状況の分析が必要となるとして、明確なガイダンスは示されていない¹。
- 20. 第 17 項(1)①②③については、国内において広く見られる重要な取引であると考えられる。
- 21. 例えば、①の他社ポイントは、日本において一般に普及しているポイント制度であり、小売業、飲食業、サービス業を中心に、多数の企業が加盟しているものもあり、幅広い取引において活用されている。

②については、海外でも一般的な取引であると考えられ、過去にも IASB 及び FASB においてもその取扱いについて審議がなされているものの、前項に記載のとおり、明確なガイダンスは示されていない。

¹ IFRS 第 15 号の結論の根拠である BC388 項に以下の記載がある。

「一部のコメント提出者は、カスタマー・ロイヤルティ・ポイントなどの特定のオプションを、取決めに複数の当事者がいる場合に、履行義務として会計処理すべきかどうかを明確化するように両審議会に求めた。これは、クレジットカード契約において、企業がカード保有者に他の企業（「マーチャント」と呼ばれることが多い）で行った購入の金額に基づくポイントを提供する場合に生じることが多い。両審議会は、ロイヤルティ・ポイントが履行義務を表しているのかどうかの評価には、各契約における事実及び状況の分析が必要となると決定した。両審議会は、それ以上のガイダンスを提供しないことを決定した。この論点はクレジットカード業に固有のものであり、こうした取決めるは複雑であることが多く、大幅に異なる可能性があると考えたからである。さらに、両審議会は、IFRS 第 15 号が企業が種々の取決めに会計処理できるようにする要求事項のすべてを含んでいることに留意した。」

③については、特に、これまで本人であると判断されていた取引について、新基準において代理人として判断されることとなった場合に影響を受けることになると考えられる。

22. ガイダンスの追加については、第 6 項に記載のとおり、「その便益と懸念を比較考量し、我が国に特有な取引等に限定する。また、その場合には、IFRS 第 15 号により得られる結果と大きく異なる結果とならないように慎重に対応することとする。」としている。
23. この観点からは、三者以上が関与するポイント制度等については、国内において広く見られる取引であり、我が国の実務における会計処理の多様性を軽減する観点から、今後検討すべき課題として抽出した上で、より詳細な分析を行い、何らかの対応ができるかどうかを検討することが考えられるかどうか。
24. なお、第 70 回専門委員会では、米国基準及び IFRS とともに結論に至っておらず、また、事実と状況によって結論が異なると考えられることから、解釈を示すことは適切ではないものの、実務の円滑化のために、検討のポイントを示すことも考えられるのではないかという意見が聞かれている。

(重要な権利の判断)

25. 第 17 項(2)の重要な権利の判断については、第 7 項の区分の「判断の困難さがあるケース」に当たると考えられる。これについては、IFRS 第 15 号を開発する過程で十分に審議された上で現在のガイダンスのみが示されていること、重要な権利であるか否かは、個々の取引に即した判断の問題であることから、第 22 項に記載の趣旨に当たるほどの重要性はないと考えられるかどうか。

(使用期限の有無による会計処理の相違)

26. 第 17 項(3)の使用期限の有無による会計処理に関して、IFRS 第 15 号 B42 項に従って判断すると、ポイント制度などにおいて使用期限を有している場合には、有効期限内に失効する見込みのあるポイント部分を控除してポイントの独立販売価格を見積るのに対し、使用期限が無い場合には、当該制度を取りやめる可能性がない限りは、失効見込みとして考慮しないとする会計処理がなされるものと考えられる。したがって、現行の IFRS 第 15 号において十分なガイダンスがあると考えられるため、特段対応する必要はないと考えられるかどうか。

(顧客のポイント使用時において、無償で付与されたポイントと有償で付与されたポイントを識別して会計処理を行うこと)

27. 第 17 項(4)の無償で付与されたポイントと有償で付与されたポイントの識別の論点については、売上とは関係なく無償で付与するポイントに関連して、有償で付与するポイントと会計処理が異なるにも関わらず、通常、無償ポイントと有償ポイントを区分して管理していないことから、ポイントの取り崩し時に、いずれのポイントを使用したものとして会計処理すべきかについて実務上の課題があるとの意見が寄せられている。

これについては、個々の企業の管理に影響を及ぼす可能性はあるものの、第 22 項に記載の趣旨に当たるほどの重要性はないと考えられるがどうか。

【課題 4】設例の作成

28. 設例の作成については、第 6 項に記載のとおり、以下の方針で検討する。

- (1) IFRS 第 15 号における設例は、我が国の実務において関係者の理解を促進するのに有効なもののみを含める。
- (2) 我が国に特有な取引等については、実務における適用を容易にする観点から、前提条件を明確にした上で、例示としての設例を追加する。

(1)について)

29. 第 28 項(1)に関連するものとしては、IFRS 第 15 号の設例では、設例 49 から設例 52 が関係すると考えられる。今後これらを開発する基準の設例とするか否かを検討する。

(2)について)

30. 第 28 項(2)に関連するものとしては、第 17 項に列挙した項目が当たると考えられる。
31. 第 17 項(1)の三者以上が関与する取引については、「実務における適用を容易にし、処理の多様性を軽減する可能性のあるもの」に当たると考えられる。これについては、第 20 項及び 21 項に記載したとおり、国内において広く見られる重要な取引であると考えられ、我が国の実務における会計処理の多様性を軽減する観点から、今後検討すべき課題として抽出した上で、より詳細な分析を行い、何らかの対応がで

きるかどうかを検討することが考えられるかどうか。

32. 第17項(2)(3)(4)の取引については、処理の多様性を軽減する可能性はあるものの、第17項(1)の三者以上が関与する取引に比べて重要性はないと考えられ、設例を作成しないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント

主に次の観点からご意見を賜りたい。

- 【課題1】から【課題4】の今後検討すべき課題の抽出は適切か。
- 他に、今後検討すべきと考えられる課題はあるか。

別紙 各課題に関連する聞かれた意見

【課題1】 日本基準における実務において収益の認識時期が異なるもの

1. IFRS 第15号と日本基準における実務²で会計処理が異なる可能性があることについて、意見募集文書に対して以下のような意見が寄せられている。

(1) 履行義務の識別

- ポイントを付与する取引については、IFRS 第15号と同様の処理を日本基準に導入すると実務が複雑になり、企業負担が大きくなる点を懸念する。重要性を考慮し、現行の日本の会計慣行のポイント引当金の実務を容認する余地はあると考える。
- 自社発行ポイントについて、システム上、取引単位で財の販売取引とポイント発行取引に、取引対価を按分することは通常不可能である。
- ポイント制度は販売促進活動として多様に活用されているため、ポイント発行毎にIFRS 第15号に従って会計処理するためにシステム改修を行う場合、イニシャルコストのみならず、メンテナンスにも多大なコストがかかることが想定される。
- 日本基準のポイント引当金（一般に販売価格を基礎として測定されている）を引き続き前受収益として負債認識し、日本基準上、販売促進費等として処理しているポイント引当金の増減額を売上と相殺することが実務的であり、四半期単位で報告日におけるポイント残高や、期中の失効状況を加味した簡便的な会計処理が認められることを、設例等で明確にして欲しい。

² ポイント制度に関連する法人税法基本通達として、「金品引換券付販売に要する費用」の定めがあり、これによると、商品等の金品引換券付販売により金品引換券と引換えに金銭又は物品を交付することとしている場合には、その金銭又は物品の代価に相当する額は、その引き換えた日の属する事業年度の損金の額に算入するとされている（基本通達9-7-2）。

ただし、金品引換券が販売価額又は販売数量に応ずる点数等で付与されるものであり、かつ、1枚から金銭又は物品と引き換えることができる場合には、一定の算式により計算した金額を販売の日の属する事業年度において損金経理により未払金に計上できるとされている（基本通達9-7-3）。

損金算入した未払金の額は、原則として、翌事業年度の益金の額に算入することとされているが、引換期間の定めのあるものについては、その引換期間の末日の属する事業年度の益金の額に算入することとされている（基本通達9-7-4）。

(2) 取引価格の履行義務への配分

- ポイント付与率を変更したり、顧客との契約に基づかないポイントを付与すること（例えば、来店ポイント）等により、1 ポイント当たりの契約負債金額が変動する。顧客が1 ポイント1 円で使用できる場合に、収益として認識される契約負債残高が、ポイントの付与方法によって異なることは経済実態を正確に表現しないことになると考えられる。
2. また、第 70 回専門委員会（2016 年 9 月 15 日開催）では、我が国の収益認識基準において日本の実務に配慮した対応を図るべきか否かについて、次のような意見が聞かれている。
- 我が国の実務においてポイント引当金を原価で計上しているケースについては、特段の対応を図る必要はないのではないか。

【課題 2】 重要性に関する事項

3. 重要性に関連して、意見募集文書に対して次のような意見が寄せられている。
- (1) ポイントを付与する取引については、重要性を考慮し、現行の日本の会計慣行のポイント引当金の実務を容認する余地はあると考える。
 - (2) 顧客に重要な権利を提供する取引に該当するか否かの判断について、より詳細かつ具体的な指針を追加して頂きたい。
4. また、第 70 回専門委員会では、重要性に関して、次のような意見が聞かれている。
- 独立販売価格に基づく配分について、個別の重要性で実務負担の軽減を図る方がよいのではないか。

【課題 3】 ガイドンスの追加及び【課題 4】 設例の作成

5. 意見募集に寄せられた意見では、次のような項目について明確にして欲しいとの指摘がなされている。
- (1) 三者以上が関与するポイント制度等における履行義務の識別の判断
 - 他社（クレジットカード発行会社やポイント運営会社等）が発行主体となっているポイントの付与については、IFRS 第 15 号に従って判断した場合に別の履行義務とされるものであるのか、販売促進費として会計処理する

ことが適切であるのかを明確にしてほしい。

- ポイントの発行主体について、自社ポイント、グループ会社ポイント、他社ポイント、クレジットカード会社が発行しているポイント等、ポイントの発行主体は様々で、三者以上の複数の当事者が登場するポイント制度が多く存在しているが、当該論点において対象となる範囲を整理することが有用と考える。
- e コマース事業者が営むマーケットプレイス型取引
マーケットプレイス型の e コマース事業者が、買い手にポイントを付与する取引について、e コマース事業者は売り手と買い手との間で取引が成立した際に、売り手側から取引金額の数%を手数料として受け取るようになるが、ポイントは買い手側に付与しており、e コマース業者は買い手から直接的には収益を得ていない。当該取引について顧客に対する履行義務か否かについて、整理が必要と考える。
- クレジットカード取引により顧客に付与されるポイントの会計処理
ポイント付与に関しては、カード発行会社が消費者へ付与したポイントを消費者が使用した際に、カード発行会社が提供する財やサービスが履行義務と考えられるが、これに対応する契約が存在しないとも考えられる一方で、カード発行会社が消費者に対して、現金なし（カード払い）で商品を購入できるサービスを提供し、その対価を加盟店から徴収しているとも考えられるため、この点の整理が必要と考える。
- 円滑な基準適用や企業間の比較可能性を担保するために、詳細なガイダンスや事例を提示してほしい。
- 三者以上の複数の当事者が登場するポイント制度について、本論点において対象となる範囲を整理してほしい。
- 百貨店における代理人としての取引に付与するポイントを履行義務として識別すべきか否かを検討するにあたって、百貨店の顧客が最終消費者なのか商品仕入先なのかを明確にしてほしい。
- ポイントの配分について、確定債務としての性格や顧客の視点を重視すべきであり、例えば1ポイントを1円で利用でき、ポイントを付与した小売店が同じ金額でポイントを発行する他社と精算する場合等には、独立販売価格で配分すべきではないと考える。

(2) 重要な権利の判断

- 顧客に重要な権利を提供する取引に該当するか否かの判断について、より詳細かつ具体的な指針を追加して頂きたい。

(3) 使用期限の有無による会計処理の相違

- 使用期限のあるものとなないものがあると思われるが、それぞれの処理を分けて検討頂きたい。

(4) 顧客のポイント使用時において、無償で付与されたポイントと有償で付与されたポイントを識別して会計処理を行うこと

- 売上とは関係なく無償で付与するポイントに関連して、有償で付与するポイントと会計処理が異なるにも関わらず、通常、無償ポイントと有償ポイントを区分して管理していないため、実務上の課題があると考えられる。

6. また、第70回専門委員会において、次のような意見が聞かれている。

- (1) 自社ポイントは日本特有の取引ではなく、またクレジットカード会社により付与されるポイントは国際的にも議論のある論点であることから、我が国が独自に何らかのガイダンス等を示すことは難しいのではないか。
- (2) ポイントにも、自社ポイントか他社ポイントか、売上活動に関連するものか否かの違いがあり、それぞれについて会計処理が異なる点についてはガイダンス等で示すべきではないか。
- (3) 他社ポイントについては、米国基準、IFRSともに結論に至っておらず、また、事実と状況によって結論が異なると考えられることから、会計処理を示すことはできないが、実務の助けとしては、現時点で考え得る仕組みを基に、検討のポイントを含めることも考えられるのではないか。
- (4) 他社ポイントについては、顧客の顧客に支払われる対価（値引き）の会計処理との整合性も検討する必要があるのではないか。
- (5) 「追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション」という用語の理解を促進するために、IFRS第15号の設例をわかりやすく整えた形にして会計基準に含めることが考えられる。

以 上